

2022年3月30日号

FinTech ニュースレター
ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る
第三者対抗要件に関する実証実験の認定について（速報）

- I. 実証の背景・目的
- II. 実証の概要
- III. 実務上の影響

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石橋 誠之

TEL. 03 6266 8905

masayuki.ishibashi@mhm-global.com

弁護士 内津 冬樹

TEL. 03 6266 8947

fuyuki.uchitsu@mhm-global.com

弁護士 寺井 勝哉

TEL. 03 6213 8160

katsuya.terai@mhm-global.com

I. 実証の背景・目的

2022年3月29日、法務省及び経済産業省より、規制のサンドボックス制度に基づく「ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証」の認定がなされた旨が2件公表されました¹。

その背景として、2021年の産業競争力強化法の改正があります。債権譲渡や信託受益権の譲渡に係る第三者対抗要件具備のためには、確定日付のある証書による通知又は承諾（以下「債権譲渡通知等」といいます。）によることが求められているところ、デジタル技術を活用した取引が活発化する中で、第三者対抗要件についてもデジタル技術により具備を可能とすることに対するニーズが高まっています。それに応えるため、2021年に産業競争力強化法が改正され、認定新事業活動実施者によって認定新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した債権譲渡通知等について、確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす特例（以下「本特例」といいます。）が創設されました²。

この実証のうち1件は、申請者であるアクセンチュア株式会社が、将来的に、本特例の認定を受けようとする事業者に対して、本特例の下で利用可能な情報システムを提供するサービスを展開することを目指して実施するものとされています（以下「本実証」といいます。）。

本実証は、将来的に本特例の活用を目指した初の実証として注目されており、また、

¹ [アクセンチュア株式会社による実証](#)及び[三菱UFJ信託銀行株式会社による実証](#)。また、2022年3月15日開催の第3回新技術等効果評価委員会の[議事次第等](#)において申請書を含む関連情報が公表されています。

² 本特例の概要については、当事務所ニュースレター「[Fintech ニュースレター 債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例措置案の公表と STO 及びセキュリティトークンの取引実務への影響](#)」をご参照ください。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

いわゆるセキュリティトークン・オファリング（STO）をはじめとする電子的取引の実務に特に重要な意義を有するものといえます。本ニュースレターでは、リーガルカウンセラーとして本実証の事前検討や申請等に関する機会を得られた立場から、本実証について概説いたします。

II. 実証の概要

1. 本実証の関係者

本実証の主な関係者は以下のとおりです。

関係者	役割
アクセンチュア株式会社 (ACN)	本実証の申請者 本実証における情報システム（アクセンチュア STO ソリューション）の提供を行う
受託者	譲渡の対象となる信託受益権に係る受託者
投資家（譲受人・譲渡人）	信託受益権の譲渡を行う当事者

2. 本実証において検証する事項

本実証は、申請者が提供する情報システムを通じて受託者が行う信託受益権の譲渡承諾をもって、本特例における信託法 94 条 2 項に規定する確定日付のある証書による承諾とみなされるもの（産業競争力強化法 11 条の 2 第 4 項・第 1 項）と評価できるものとなることを企図して行われるものです。

具体的には、ブロックチェーン技術を利用して受託者が信託受益権の譲渡承諾を行うことができるアクセンチュア STO ソリューションが、本特例における認定のための要件（産業競争力強化法 11 条の 2 第 4 項・第 1 項各号）を満たし得ることを検証するものとされています³。

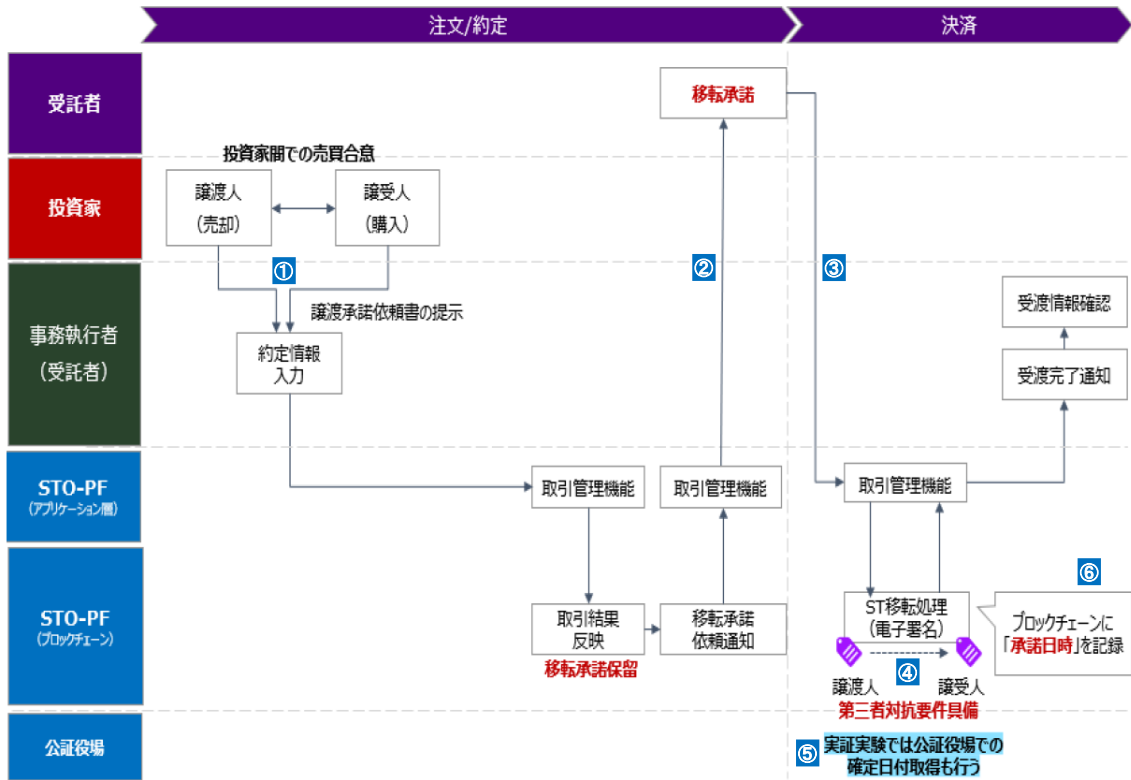
なお、本特例に基づくシステムを提供するためには、当該システムを提供しようとする者は、別途、本特例に基づく新事業活動計画の認定⁴を受けることが想定されています。

³ なお、産業競争力強化法 11 条の 2 第 1 項 2 号の主務省令で定める措置等に関する省令 2 条各号の要件のうちの一部については、本実証での検証対象外とされています。

⁴ 産業競争力強化法 9 条 1 項

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

3. 本実証における第三者対抗要件具備までのフロー



(経済産業省が2022年3月29日公表した公表資料「参考(新技術等効果評価委員会資料)」より抜粋のうえ、筆者らにおいて修正)

本実証における信託受益権の譲渡とシステム上のフローは以下のとおりです。なお、上図中のフロー部分には以下の各項目に対応する番号を記載していますが、厳密な対応関係にない部分も含まれている点にご留意ください。

- ① アクセンチュア STO ソリューション外において、譲渡人と譲受人との間で、信託受益権の譲渡に係る合意⁵を行い、譲渡人と譲受人の連名にて譲渡承諾依頼書を受託者に提出する。
- ② 譲渡人は、受託者を介してアクセンチュア STO ソリューションに①の取引情報を入力し、当該取引情報がブロックチェーン上に反映される。アクセンチュア STO ソリューションにおいて、受託者に対して承諾依頼通知がなされる。
- ③ 受託者がアクセンチュア STO ソリューションにおいて信託受益権の譲渡承諾(以下「信託受益権譲渡承諾」といいます。)を行った場合、アクセンチュア STO ソリューションのブロックチェーン上に、当該信託受益権譲渡承諾がされた日時及

⁵ なお、本実証における信託受益権には譲渡制限特約が付されているところ、この合意の段階では、当該譲渡制限特約に係る受託者による承諾が保留された状態に留まることとされています。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

びその内容が記録され、これと同時に、譲渡人から譲受人に対する信託受益権の移転が確定的に記録される。

- ④ ③の信託受益権譲渡承諾がなされた時点と同時に、受託者がアクセスすることができる確認画面に、信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を含む当該移転に関する情報が反映される。
- ⑤ 受託者は、適時に、譲渡人及び譲受人に対して、確定日付のある証書により承諾を送付する⁶。
- ⑥ ACN は、アクセントリア STO ソリューションのブロックチェーンにおいて、受託者がアクセントリア STO ソリューション上で行った信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容、並びに受託者、譲渡人及び譲受人に係るブロックチェーン上のアドレスを含む記録を保管する。このとき、受託者は、いつでも当該記録を見ることができ、ACN に対して、当該記録を含む記録証明証の発行を請求することができる。

本実証では、以上のようなシステムを前提として、上記③の信託受益権譲渡承諾が、本特例における信託法 94 条 2 項に規定する確定日付のある証書による承諾とみなされるものと評価できるものといえるかを検証します。

Ⅲ. 実務上の影響

現行法上、権利の譲渡に係る第三者対抗要件の具備について確定日付のある証書による通知又は承諾が必要とされる場合には、原則として物理的な紙による証書の作成が必要となります。そのため、権利の譲渡について電子的に行うことができるような仕組みを構築したとしても、対抗要件具備の手続きについて電子的に完結させることができないこととなり、電子的取引の活用における支障となることが指摘されてきました。

特に、セキュリティトークンの取引など、高い流動性を有するように設計され得る取引類型については、セカンダリー取引を活性化させる観点から、電子的な取引のプラットフォームを提供するニーズが高いところ、第三者対抗要件具備の方法に関する上記の問題は、実務上の大きな問題の一つとされてきました⁷。そのような観点から、本特例の活用は、対抗要件問題の解決の方法の一つとして期待が寄せられています。

本実証は、本特例の下で利用可能な情報システムを提供するサービスを展開することを目指して行われるものであり、本実証を踏まえて、将来的に本特例の活用が進むこととなれば、電子的取引の対抗要件具備の問題が解消され、電子的な取引のプラットフォームの提供を含めた多様な取引形態の実現につながる可能性があります。

⁶ 本実証においては、本特例における新事業活動計画の認定を受けていないため、信託受益権の譲渡について、従来の第三者対抗要件具備の手続きも行われるものとされています。

⁷ STO における第三者対抗要件問題を含む概説については、当事務所ニュースレター「[不動産セキュリティトークン・オファリング \(STO\) のスキームと留意点](#)」もご参照ください。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

セミナー情報 (Fintech 関連)

- セミナー [『NFT／ブロックチェーン最新動向』](#)
開催日時 2022年4月8日(金) 14:00～15:00
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人ブロックチェーン推進協会 (BCCC)

- セミナー [『コンテンツ分野で活用される NFT の法的課題』](#)
開催日時 2022年4月9日(土) 9:00～10:30
講師 増田 雅史
主催 立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科

- セミナー [『コンテンツ分野で活用される NFT の法的課題』](#)
開催日時 2022年4月11日(月) 17:00～18:00
講師 増田 雅史
主催 World Innovation Lab、虎ノ門ヒルズインキュベーションセンター「ARCH」

- セミナー [『セキュリティ・トークン・オファリング \(STO\) の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』](#)
開催日時 2022年4月13日(水) 10:00～12:00
講師 石橋 誠之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『NFT の法律実務に関する最新動向 ～参入相次ぐ NFT ビジネスと規制の今後～』](#)
開催日時 2022年4月20日(水) 14:00～17:00
講師 増田 雅史
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー [『NFT ビジネスの法律実務と課題』](#)
開催日時 2022年5月19日(木) 10:40～12:20
講師 増田 雅史
主催 桜美林大学 ビジネスマネジメント学群

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

文献情報（Fintech 関連）

- 論文 「アートやスポーツなど活用広がる NFT の法律基礎」
掲載誌 企業会計 Vol.74 No.4
著者 古市 啓

- 論文 「NFT（非代替性トークン）に関する法律実務上の論点」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.4
著者 増田 雅史

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com